

民法と労働法の交錯

『日本労働研究雑誌』編集委員会

労働法は、行政取締法規、刑事法規、政策実現立法など、複数の側面を有するが、労働者と使用者の契約関係を規律する民事法規としての重要な側面を有している。それゆえ、民事の基本法である民法（の債権法部分）は2017年に大幅な改正が行われたが、こうした動向等を含め、継続的に、民法との関係で労働法を考えること（及びその逆）が重要である。本特集では、このことを踏まえ、また、上記民法の大幅な改正をも1つの契機として、民法との関係でみた労働法の意義等について考察を行う論稿を取り上げた。

まず、芦野訓和『「雇用」『請負』『委任』の境界と雇用契約規定の有用性』は、役務提供契約と総称される、民法所定の雇用、請負、委任の各契約類型の相互関係等について、今回の民法改正の内容や改正過程の議論、及び、上記各契約の歴史的展開等を踏まえて考察している。同論文は、上記各契約類型を区別する境界は必ずしも明確ではなく、雇用契約は従属性概念を取り入れ、限定的に解されているが、他の役務提供契約との関係でも、総則的な規定として、雇用契約にかかる規定を及ぼすことが有用であるとしている。

次に、高橋賢司「民法改正は労働契約論見直しの好機となりうるのか」は、今回の民法改正のうち、特に、労働契約に影響する理論的課題を示す事項を手掛かりに、労働契約上の論点、具体的には、債務不履行との関係で安全配慮義務違反について、約款規制にかかる議論との関係で主に就業規則を通じた使用者による一方的決定について、危険負担との関係でいわゆる部分ストを念頭に賃金請求権について、新たな解釈論を検討している。同論文には、民法との統一的な形での解釈論、労働法の特徴を踏まえたあるいは労働法に独自の理論による解釈論といった、民法理論と労働法理論の関係にかかわる問題関心を窺うことができる。

皆川宏之「労働法における労働者の自由意思と強行規定——民法改正を踏まえて」及び大木正俊「契約締結の自由と採用の自由——締約強制を中心に」は、今

回の民法改正で明文の規定が置かれることとなった契約自由の原則にかかわる論稿である。皆川論文は、契約内容決定の自由の制限にかかわる問題である、労働者の「自由な意思」に基づく同意等の効力と強行規定との関係をめぐる最高裁判決に焦点をあてて検討している。同論文は、最高裁判決は、労働者の意思に基づき強行規定からの逸脱を一般的に認めるものではなく、労働者の意思表示につき民法の意思表示理論よりも慎重にその効力発生を検討するものであって、これは、「労働法分野に独自の意思表示法理といえる」としている。大木論文は、契約締結の自由との関係で、採用の自由、特に、労働契約を締結するか否かの自由について、民法学における契約論を参照して考察している。同論文は、「制度的契約」論等の近年の契約論が、強い批判はあるものの、締約の自由を含む契約の自由がある特定の時代の思想を反映したものであること及びそうした思想に代わる新たな契約にかかる思想が必要であることを示していると述べた上で、採用の自由につき、社会状況、思想の変化にまで踏み込んで論じることが必要であり、その際、制度的契約論を参考に労働契約が提供する財やサービスの性質に着目した議論の可能性があることを主張している。

本特集の表題（「民法と労働法の交錯」）に関して、巻頭の提言（内田貴「民法と労働法の『交錯』？」）は、「民法と労働法は、本来、『交錯』ではなく一体的に」研究、議論がなされるべきと述べている。解題執筆者としては、こうした、民法と労働法、及び、これらの研究のかかわり方自体、1つの考察すべき点であり、読者諸賢による議論の契機となると考え、あえて上記表題を維持した。上記提言及び本特集所収の諸論稿が、こうした点を含め、民法と労働法相互の研究を深めることに資すればと願う。

責任編集 神吉知郁子、富永晃一
（解題執筆 竹内（奥野）寿（前編集委員））